

平成 2 7 年 3 月 5 日 開 会  
平成 2 7 年 3 月 2 4 日 閉 会

平成 2 7 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

( 第 4 日 目 )

開議 午前9時28分

○議長（森口久士君） 皆さん、おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところ、お集まりくださいましてありがとうございます。

本日は3月6日に各常任委員会へ付託いたしました議案の委員会審査報告、また追加議案として補正予算、発議が提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、3月17日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会いたします。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。監査委員からの出納例月検査執行状況報告書1件はお手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

直ちに日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第7号、議案第28号、議案第34号、議案第35号及び発議第1号  
に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、議案第7号、議案第28号、議案第34号、議

案第35号及び発議第1号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月6日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成27年3月9日及び11日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について。

原案どおり可決するものと決定した。

(2) 議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算（総務建設常任委員会所管課分）。

次の意見を付して、原案どおり可決するものと決定した。

意見。

企画財政課。

地域おこし協力隊員の活動状況を町広報などで十分によくわかる形で伝え、分野を拡大する方向で産業や観光振興など町のニーズに合った協力隊員の活用に努められたい。

(3) 議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。以上。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第7号、議案第28号、議案第34号、議案第35号及び発議第1号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第8号から議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第28号から議案第33号、議案第36号及び議案第37号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） 次、日程第2、議案第8号から議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第28号から議案第33号、議案第36号及び議案第37号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、3月6日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成27年3月10日、12日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第9号小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第10号小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第15号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第16号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算（教育民生常任委員会所管課分）。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

意見。

健康づくり福祉課。

国民健康保険税の税率改正については、住民への十分な説明と周知を徹底されたい。

町事業へ協力している各種団体については、その活動内容や補助金額を精査し、適切に補助をされたい。

内海病院。

新病院への移行に向けて、島内受診の啓発に努めるなど気運を高めるとともに、職員の異動や医療機器の移行が適切かつ円滑に進められるよう努力されたい。

高齢者福祉課。

福祉施設の整備については、これまでの経緯やそのあり方について総合的に検討し進められたい。

環境衛生課。

粗大ごみの収集方法や料金については、住民や委託業者に十分な説明と周知を行い、円滑に実施できるよう努められたい。

(8) 議案第29号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第30号平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(10) 議案第31号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(11) 議案第32号平成27年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(12) 議案第33号平成27年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(13) 議案第36号平成27年度小豆島町病院事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(14) 議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第8号から議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第28号から議

案第33号、議案第36号及び議案第37号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第7号から議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第28号から議案第37号及び発議第1号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第3、議案第7号から議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第20号、議案第28号から議案第37号及び発議第1号までに対する討論及び採決を行います。

まず、議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号小豆島町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第9号小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号小豆島町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第10号小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号小豆島町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第15号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第15号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

今でも高い国保税を引き上げることは、低所得者の多い国保加入者への負担増になり、ますます払えない保険税となります。社会保障でもある国保税の引き上げには反対です。

以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 県下でも一番最低の国保税であります。その中で、国保の財源と  
いうか、今まで基金がありましたけど、その分が今年度で底をつきます。それからまた、  
県下統一の国保税というふうな部分になってきますが、その分にはまだ3年ほど、平成  
30年ぐらいからの施行というふうに聞いております。それに合わせた形で、国保税を上げ  
ていくというふうなことになる必要があります。まだ、今年度は住民の方に周知徹  
底するというふうなことでありますので、私はこの議案第15号に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありません  
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定すること  
に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第15号小豆島町国民健康保険税条例  
の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第16号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例について、これから討論を  
行います。討論はありませんか。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第16号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条  
例に反対の立場で討論を行います。

6月から粗大ごみの有料化をしようとするものですが、消費税増税、年金引き下げ、物  
価の上昇など町民の暮らしが大変な今、負担を増やすことについては反対です。以上で  
す。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。

議案第16号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例は、粗大ごみの収集方法の変更  
に伴い、粗大ごみの処理手数料を新たに規定しようとするものですが、その目的は新たな  
手数料負担によるごみ排出による抑制意識の高揚、高齢世帯に配慮した回収サービスの導

入であり、ごみ排出量に応じた公平負担の観点からも小豆島町に必要である制度であると考えます。このようなことから、私は本条例案に賛成をいたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第16号小豆島町手数料条例等の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例に反対をいたします。

第6期の介護保険料を標準額で5万4,720円から5万7,600円に引き上げるものです。保険料の引き上げは、今でも重い負担のために苦しい生活を余儀なくされている被保険者の負担を増やすものであり、認められるものではありません。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第20号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

介護保険制度は、介護を国民全体で支え合うもので、負担と給付の関係が明確な社会保険方式がとられており、利用者負担を除いた費用の半分を税で、残りの半分以上を40歳以上の国民が負担するものです。このうち、小豆島町の65歳以上の方が負担する費用については、介護保険条例において保険料として定めております。保険料は、3年ごとに見直され、今回の条例改正は平成27年度から平成29年度の3年間で見込まれる介護保険サービス量に対して必要な保険料を定めるものであります。保険料の算出の基礎となる介護保険サービス量の見込みは、住民の意見に反映したものである上、今回の改正では保険料の上昇を緩和、きめ細やかな保険料段階の設定、低所得者の負担軽減のための措置が講じられて

おります。これにより、我が町の介護保険料は基礎月額で4,800円ということでありますが、県内平均5,700円と比べ、低い水準となっております。よって、妥当なものと考えますので、私は議案第20号について賛成ということにさせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第20号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

予算の中で、ひとり親家庭の医療費の窓口無料化と自己負担分の廃止、外出支援サービス、高齢者買い物支援事業、プレミアム商品券などの開始、また鳥獣被害対策の強化など町民の要望に応えた施策は大いに歓迎するものです。

しかし、税番号制の導入、いわゆるマイナンバー制度に多額の予算が計上されています。この制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能とし、社会保障の締めつけと税、保険料の徴収強化につながるものです。また、国民にさしたるメリットもない一方で、情報漏えいや犯罪が際限なく広がる危険性があるもので許せません。

また、部落解放同盟への補助金を初めとする同和関連予算が計上されています。国の同和対策事業が終了し、既に13年近くたつのに逆差別につながる施策をいまだに予算計上していることは問題であり、直ちに廃止すべきです。

さらに、住民の負担増になる粗大ごみの有料化、また職員の給料の引き下げなどがあります。以上のことから、私は平成27年度小豆島町一般会計予算に反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第28号に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

平成27年度小豆島町一般会計予算には、これからの島づくりに対していろいろな施策が入れられております。この機に、多岐にわたる政策を積極的に勧めることにより、小豆島の最大の課題である人口減少、少子高齢化を克服しようとする必要な予算が計上されておりますので、私は議案第28号に賛成します。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第28号平成27年度小豆島町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第29号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第29号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。

国保会計を悪化させている要因として、医療給付費の増加に対して国保加入者の低収入化などがありますが、根本には国保会計に対する国の補助金削減が大きく影響しています。国庫補助率を引き上げることを求めることなど、また一般財源の繰り入れなどで高い保険税の引き下げを求めるものです。以上の立場から、この国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、議案第29号について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

先ほども言いましたように、基金がもうなくなった状態であります。また、不足する財源については一般会計のほうからも補填するというふうなことになっておりますので、私

は平成27年度国民健康保険事業特別会計予算、当初予算について賛成します。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第29号平成27年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第30号平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第30号平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対をいたします。

この制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、高齢者を別枠に医療保険に囲い込み、高い保険料と安上がりの差別的医療を押しつけるものであり、一刻も早く廃止すべき制度だと考えます。その立場から反対をいたします。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 後期高齢者医療事業特別会計予算について賛成の立場で意見を述べたいと思います。

この制度は、既存のもとあった制度を保険事業を守るために月額で後期高齢者医療事業を始めたというふうに説明を受けております。その中で、応分の負担を強いるのはサービスを受けてる中で必要だと思いますので、私は平成27年度後期高齢者医療事業特別会計予算の当初予算について賛成します。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第30号平成27年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第31号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第31号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算に反対をいたします。

暮らしが大変な中、町民への負担増となる介護保険料の引き上げは許せません。また、要支援のサービス外しや利用料の2割負担、補足給付の縮小など、介護保険制度の改悪もあります。以上のことから、私は議案第31号には反対です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、平成27年度介護保険事業特別会計予算、第6期計画期間の初年度の予算に賛成いたします。

新たなサービス、また施設などができ、介護を受ける方におきましては今までよりちょっと充実した形になってきております。その中で、今回は消費税の上げた部分を低所得者の料金軽減に充てております。そういうことから、私は平成27年度介護保険事業特別会計予算に賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第31号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第32号平成27年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成27年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第33号平成27年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成27年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成27年度小豆島町水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第36号平成27年度小豆島町病院事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成27年度小豆島町病院事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成27年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。発議第1号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号小豆島町議会委員会条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時15分。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時14分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第38号 平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議案第39号 平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第40号 平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第41号 平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第42号 平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）

○議長（森口久士君） 日程第4、議案第38号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）から日程第8、議案第42号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第38号から議案第42号、平成26年度小豆島町一般会計、特別会計及び公営企業会計の補正予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第38号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）につきましては、一般会計において2億1,348万6千円を減額補正しようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、総務費6,230万7千円の減、民生費475万6千円の増、衛生費1,547万8千円の減、労働費570万円の減、農林水産業費615万2千円の減、商工費

1,193万円の減、土木費2,040万8千円の減、消防費8,518万7千円の減、教育費1,108万円の減となっております。

詳細につきましては担当部長などから説明をさせます。

なお、議案第39号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第40号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案第41号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第42号介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）につきましても、担当課長に順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 日程第4、議案第38号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

**○企画振興部長（大江正彦君）** 議案第38号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,348万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億573万3千円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越しして使用することができる経費を5ページの第2表繰越明許費のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。6ページから7ページに記載している第3表地方債補正のように追加、変更及び廃止するものでございます。

5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費でございます。

記載のとおり、21事業について繰り越しを行うものでございますけれども、このうち事業名の後に括弧書きで地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金と表記しております12事業につきましては、今期定例会の2日目に一般会計補正予算（第7号）でご議決をいただきました国の地方創生先行型交付金及び地域消費喚起・生活支援型交付金に関する各事業でございます。

そのほかの9事業につきましては、関係機関の許認可あるいは地元との協議・調整などに不測の日数を要したことによりまして、それぞれ年度内の完了が見込めなくなったことから繰り越しを行うものでございます。

次に、6ページ、7ページの第3表地方債補正をお願いいたします。

まず、追加分ですが、このうち消防庁舎建設事業負担金8,100万円につきましては、現在の消防内海分署、建てかえ後は小豆島消防署東署になるわけでございますけれども、こちらの耐震診断の結果が良、すなわち耐震性があるとの結果が出ましたことによりまして、建てかえの財源として小豆広域で緊急防災減災事業債の借り入れができないこととなりましたので、2町でそれぞれに地方債を発行し、小豆広域に負担金として支出することとなったものでございます。本町の場合は、合併特例債を活用することとしております。

そのほかの5つの事業につきましては、有利な地方債であります過疎債、辺地債の配分が受けられることとなったため、追加計上するものでございます。

変更分の10事業につきましては、それぞれの事業について、事業費または負担金の確定見込み及び起債対象経費の精査等によりまして、借入限度額を増額または減額するものでございます。

7ページの救急デジタル無線整備事業負担金につきましては、当初2町が過疎債を借り入れして広域負担金として支出することを想定しておりましたが、広域で一括して緊急防災減災事業債を借り入れることとなったため、町の借り入れを廃止するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12款分担金及び負担金、1項2目1節農業費分担金24万円の減につきましては、県営古郷池整備事業の精算見込みにより受益者負担が減額となったものでございます。なお、事業費自体は増額となっておりますけれども、離島指定によりまして受益者負担率が2%から1%となったことによる減額でございます。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、大半が事業費の精算見込みによるものでございますので、特別な要因があるもののみご説明させていただきます。

まず、14款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、国民健康保険基盤安定制度負担金の交付額確定による増、同じく2節児童福祉費負担金548万7千円の減につきましては、支給対象児童数が予想を下回ったことによる減額でございます。

次に、2項6目3節都市計画費補助金720万円の増につきましては、植松都市下水路整備事業に対する社会資本整備総合交付金が追加配分となったものでございます。

同じく7目3節就学前教育費補助金277万4千円につきましては、一時預かり事業等の

補助基準額の変更、あるいは民間保育士等処遇改善事業の追加交付による増でございます。

15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金1,507万9千円の増につきましては、備考欄1の国民健康保険基盤安定制度負担金及備考欄2の後期高齢者医療保険基盤安定負担金が交付額確定によりそれぞれ増額となったものでございます。

1ページめくっていただきまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

同じく15款2項5目1節農業費補助金のうち、説明欄4の新規就農者確保事業補助金75万円につきましては、今年度の精算が減額となった一方、国の経済対策によりまして、来年度半年分が前倒し交付となったことから、差し引き増額となったものでございます。

同じく7目1節小学校費補助金につきましては、放課後児童クラブに対する補助基準額の増等に伴いまして、33万2千円の増額となったものでございます。同じく2節就学前教育費補助金111万2千円の増につきましては、国庫補助金のところでもご説明いたしましたとおり、一時預かり事業等の補助基準額の変更、民間保育士等処遇改善事業の追加交付による増でございます。以上、ご説明申し上げたもの以外の国庫支出金及び県支出金につきましては、事業費の精算による増減でございます。

次に、7ページの下段の16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金につきましては、内海病院事業基金の利子収入について、決算見込みによりまして減額するものでございます。

2項1目1節土地建物売払収入1,086万4千円の減につきましては、新病院の建設に伴います国道拡幅用地の買収交渉が不測の日数を要しておりまして、今年度の執行が見込めないため減額するものでございます。なお、来年度の当初予算で改めて1千万円を計上させていただいたところでございます。

次に、7ページの一番下から9ページにかけての17款寄付金369万1千円の増でございます。2目1節民生費寄付金につきましては、老健うちのみに対して3件、18万円、1ページめくっていただきまして、3目1節病院費寄付金につきましては内海病院に対して4件、15万円、5目1節小学校費寄付金につきましては苗羽小学校に対して2件、13万円、6目1節ふるさと納税寄付金につきましては123件、323万1千円のふるさと納税がございましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算が減額補正となったことから、一般財源所要額の調整により減額となったもの、2目1節ふるさとづくり基金繰入金から11目1節文化財保護育成基金繰入金までにつきましては、それぞ

れ充当事業の精算見込みによる増減でございます。

次に、20款諸収入、3項1目2節災害援護資金貸付金元利収入につきましては、平成16年の高潮災害によりまして、災害援護資金を利用されたうちの1名が平成25年度末で繰上償還をされましたので、今年度の貸付金元利収入が6万4千円の減額となったものでございます。

同じく5項1目3節雑入につきましては、説明欄1の農地中間管理事業業務委託金が事業実績により18万5千円の減、説明欄2の域学連携交流事業負担金は、神戸常磐大学との交流事業が台風により中止となったことにより35万円の減となったものでございます。

歳入の最後になりますが、21款町債につきましては、地方債補正でもご説明したとおり、国の補正予算対応や各事業の精算見込みあるいは小豆広域との間で借入主体の変更が生じたことなどに由来によりそれぞれ増額または減額するものであります。以上、歳入の補正額合計は2億1,348万6千円の減でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、事業費の精算見込みによる増減が主な内容となっております。

まず、2款総務費、1項4目財政管理費460万9千円の減につきましては、財務会計システム更新事業の精算によるものでございます。

同じく7目企画費ですが、3,997万7千円の減でございます。これは、アート小豆島・豊島2014の開催を初めとする文化アート関係事業の精算で1,957万円の減、地域おこし協力隊関係で中山の棚田保全のための隊員が確保できなかったことにより400万円の減、移住空き家バンク関係で空き家改修件数が予算計上の半数程度にとどまったことなどから976万4千円の減、協働のまちづくり事業で申請件数の実績によりまして200万円の減などが主な要因でございます。一方、25節ではふるさと納税の実績に基づきまして、それを財源としたふるさとづくり基金積立金を増額計上としたところでございます。

次に、13ページの一番下から次のページにかけての13目防災諸費1,068万9千円の減につきましては、来年度に防災拠点として太陽光発電設備を設置する予定の3カ所につきまして、実施設計の前倒しによりまして13節の委託料は増、1ページめくっていただきまして、15節工事請負費につきましては今年度を実施した4カ所の事業費精算による減を計上したものでございます。

2項1目税務総務費、13節委託料427万2千円の増につきましては、住宅ローン控除の

延長や限度額の拡大、軽自動車税の税額変更など税制改正に伴う電算システム改修委託料の増を計上したところでございます。

次のページにかけましての4項選挙費の各目につきましては、既に今年度で執行の終わりました各選挙の精算による減額でございます。

次に、17ページ中段の3款民生費、1項1目社会福祉総務費、28節繰出金につきましては、国、県からの国保保険基盤安定負担金の増額交付及び制度改正による電算システムの改修費用が必要なことなどにより、国保会計への繰出金を増額するものでございます。

2目老人福祉費、25節につきましては昨年度末と今年度の老健うちのみに対する寄付金を基金に積み立てるもの、28節につきましては広域負担金の精算や電算システム改修に係る介護保険事業特別会計への繰出金の増でございます。

次に、3目後期高齢者医療費、19節につきましては医療給付費の実績見込みによる減、28節繰出金については県からの後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増額交付による後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増でございます。

5目障害者福祉費、20節につきましては、医療給付費の実績見込みによる減、次のページの23節につきましては、平成25年度の給付費精算に伴います国庫負担金等の返還金でございます。

次に、2項1目児童福祉総務費、23節につきましては、平成25年度の養育医療給付費の実績精算による国庫負担金の返還金の計上でございます。

2目児童措置費、20節につきましては給付対象児童数の実績による児童手当給付金の減、5目病児・病後児保育推進費、23節につきましては平成25年度の病児・病後児保育の実績精算による補助金返還金の計上でございます。

同じく3項1目災害救助費につきましては、災害援護資金利用者のうち1名が平成25年度末に繰上償還をしたことに伴う利子補給金の減、及び県への償還が半年遅れとなりますことから、繰上償還分の元金償還が増となったものでございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費につきましては妊婦健康診査等の受診者数の減に伴う委託料の減、4目環境保全費につきましては住宅用太陽光発電設備設置事業の申請減に伴う補助金の減、5目斎場管理費につきましては池田斎場1号炉の老朽化に伴いまして、一部破損が生じたため、緊急修繕を行うものでございます。

同じく2項2目塵芥処理費及び3目し尿処理費につきましては、パッカー車、バキューム車の入札に伴う請負差金の減額でございます。

1ページめくっていただきまして、3項1目病院費につきましては、内海病院への寄付

金の増と基金利子の減との差額を内海病院事業基金に積み立てるものでございます。

3目公立病院再編整備事業費につきましては、15節は新病院建設に伴う旧池田中学校等解体撤去工事の精算による減、19節は町保健師OBや内海病院看護師OBが中心となって看護師を中心とする新病院の医療スタッフの就職コーディネートを行う（仮称）小豆島ナースセンターの設立費用に対して、土庄町と協調して補助を行うものでございます。

次に、5款労働費、1項4目緊急雇用対策費については、緊急雇用創出基金事業補助金を活用して実施したアート小豆島・豊島2014を初めとするアートプロジェクト委託料の実績見込みによる減でございます。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費につきましては農地基本台帳整備事業委託料の実績による減、3目農業振興費につきましては耕作放棄地再生事業、農地集積支援事業、アグリサポーター事業の実績精算による減のほか、13節委託料につきましては農業振興地域整備計画の農地データ更新について、農地基本台帳整備によりまして、その機能を補えることとなりましたので、保守点検業務委託料を減額、また19節の説明欄3では、青年就農給付金の今年度実績の減と国の経済対策によります来年度半期分の前倒し交付を差額を計上したものでございます。

4目園芸振興費につきましては、JA池田が実施いたしましたニンニク乾燥施設整備事業の精算による高品質園芸作物生産拡大条件整備事業補助金の減、6目農地費につきましては県営古郷池整備事業の事業費精算及び負担率変更による県営事業負担金の減でございます。

1ページめくっていただきまして、3項水産業費、1目水産業振興費、15節につきましては、橘漁港漁船漁具保全施設整備工事、これは船を戻すときの台車でございますけれども、その工事の精算でございます。19節につきましては、漁協が実施した稚魚放流事業の精算により減額となったものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費は、離島活性化交付金を活用して、今年度から取り組んでおります地場産業強化物流支援事業費補助金の実績精算による減、3目観光費は離島活性化交付金の充当による財源更正、5目オリーブ振興費につきましては、オリーブトップワンプロジェクトに計上しておりました各種経費につきましては、農水省の食のモデル地域育成事業補助金を活用いたしまして、オリーブを用いた健康長寿の島づくり推進協議会が直接補助金を受け入れて実施したことによる減額でございます。

8款土木費、1項1目土木総務費につきましては、職員1名が育児休暇を取得したことによる給料の減、次のページにかけましての2項3目道路新設改良費につきましては、単

県道路改良事業の精算による減、及び県営事業負担金の実績精算による減のほか、17節では来年度実施予定の町道改良に係る用地の先行取得による増を計上しております。

1 ページめくっていただきまして、4 項 2 目港湾建設費、15 節につきましては説明欄記載の各事業について実績精算による減、19 節では県営事業の実績精算による負担金の減をそれぞれ計上したものでございます。

5 項 1 目住宅管理費は、草壁、苗羽団地の耐震診断委託料の精算による減でございます。

6 項 3 目都市下水路建設費につきましては、国庫補助金の追加配分による植松都市下水路整備工事費の増額、5 目公園建設費は事業の精算による減でございます。

9 款消防費、1 項 1 目常備消防費につきましては、地方債のところでもご説明いたしましたけれども、消防庁舎建設事業が広域の起債から 2 町の起債に変更となり、逆に救急デジタル無線整備事業が広域での一括起債に変更となったことにより、広域への負担金が大幅な減額となったものでございます。

3 目消防施設費については、福田地区の防火水槽修繕料の精算の減でございます。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費、13 節につきましては、幼・小・中・高を一貫したスポーツ共通プログラム実施委託料について、受託者が見つからなかったことにより未実施となったための減でございます。20 節につきましては、対象者の減に伴う地域改善対策高校大学等奨学資金の減、21 節につきましては貸付者の減に伴う奨学金貸し付けの減でございます。

1 ページめくっていただきまして、2 項 2 目教育振興費、11 節についてはスクールバスの点検修繕費の増、19 節については説明欄 1 は遠距離通学補助金の精算による減、説明欄 2 は寄付金を財源とした苗羽小学校学校振興費補助金の増、20 節は支給対象者数の減によります要保護・準要保護児童就学援助費の減でございます。

3 目放課後児童クラブ事業費につきましては、補助単価及び受け入れ人数の増によります内海学童保育センター運営委託料の増でございます。

同じく 3 項 2 目教育振興費につきましては、支給対象者数の減によります要保護・準要保護児童就学援助費の減、3 目中学校統合事業費につきましては、池田体育館整備事業の事業費精算に伴う委託料と工事請負費の減でございます。

4 項就学前教育費、1 目子育て共育費、13 節につきましては説明欄 1 の 5 歳児健診実施業務委託料が専門職の参加実績等により精算減、説明欄 2 の家庭保育サポート事業委託料につきましては、一時預かり事業所でありますリトル・ビーンズのトイレ修繕等により増

となったものでございます。

3目小豆島こどもセンター費につきましては、国、県の保育緊急確保事業費補助金がわずかながら追加となったことによる財源更正でございます。

4目保育所費、13節につきましては説明欄1は保育単価の改正、入所実績等によりまして、草壁保育園運営委託料や土庄町の保育所への広域入所委託料が増となったもの、説明欄2は補助基準額の変更によります草壁保育園への地域子育て支援拠点事業委託料の増、説明欄3は利用者増に伴います草壁保育園への一時預かり事業委託料の増でございます。19節は、県補助金により民間保育所が実施する保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の増、23節は前年度の保育所運営費補助金の精算による返還金でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、19節につきましては生涯学習のまちづくり事業の申請件数の減に伴う補助金の減、1ページめくっていただきまして、7目文化財保護費、9節につきましては徳島文理大と愛媛大と連携いたしまして春と夏に予定しておりました古文書調査事業が夏のみになったことによる費用弁償の減、19節は国の重要有形民俗文化財であります中山農村歌舞伎舞台のカヤぶき屋根の一部修繕に対する補助金の追加でございます。

最後に、8目芸術振興費につきましては、東京芸大と広島市立大の参画によりまして実施いたしました三都半島アートプロジェクト事業の精算による減でございます。以上、歳出予算の補正総額は2億1,348万6千円の減額でございます。以上で議案第38号小豆島町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 2点お尋ねします。

20ページの委託料、保健衛生総務費の委託料のところですけど、妊婦・乳幼児健康診査業務委託料、受診者の減ということですが、当初の人数と実際の人数はどうだったのかを。

それから、28ページの扶助費で、小学校、中学校の要保護・準要保護の就学援助費がこれも対象者の減ということですけども、当初と実際の人数、それと必要な対象者に全て行われているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 最初に妊婦・乳幼児健康診査委託料につきましてご説明申し上げます。

当初の見込みでは、年間の妊娠届け出数90名ということで算定しておりましたが、1月末現在が55名の届け出がございまして、その後また何名かの届け出はあったんですけど、年間90名は到達しないということで80名として算定いたしました。ということで、減額補正になりました。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 要・準要保護児童就学援助費の内訳でございますけれども、予算は87名を予定しておりましたが、実績で64名となりましたので、この支給額の減額について減額補正するものでございます。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今の87から64というのは、小・中学校全部合わせてということですか。それで、申請すれば受けられる人全員に制度が周知されて受けられているのでしょうか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 対象は、これは小学校費ですので、小学生のみということでございます。

申請につきましては、十分学校のほうから保護者のほうに周知をいたしまして、申請については教育委員会におきまして認定基準に基づいて認定作業を行っております。申請者について、全て100%認定かということ、所得制限等がございますので、申請全てということではございません。以上です。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 小学校と中学校と両方お尋ねしたんですけど。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 中学校費のほうは、予算計上が68人で実績計上が58人ということで減額になっております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 10ページの災害援助資金の関係なんですけど、今何名ぐらい残ってるんでしょうか。10ページの災害援助資金、1名返されたと載ってますけど。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 今年度をもってもう期間満了で終了いたします。だから、一人も残っておりません。

○議長（森口久士君） 8番森議員。

○8番（森 崇君） 22ページの耕作放棄地の関係を書いておりますけど、最近増えるでしょうか、それともいろんな推移がわかったら教えてほしいんですけど、耕作放棄。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 比較した資料がちょっと手元にございませんで、推測の数字になりますけれども、一時期オリーブの栽培で西村地区を中心として相当耕作放棄地が進んできたんですけど、ややちょっと落ちついてきたかなというふうに状況でございます。申しわけございません。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成26年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第5、議案第39号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第39号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の8ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で既定の額に歳入歳出それぞれ1億1,160万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億4,133万3千円とするものでございます。

続きまして、その内容について補正予算説明書により説明させていただきます。説明書の35、36ページをお開き願います。

まず、歳入の補正になります。

3款2項1目1節財政調整交付金の特別調整分564万7千円、また6款1項1目前期高齢者交付金の現年度分1億482万3千円を増額するものでございます。これは、財政調整

交付金及び前期高齢者交付金の交付額決定に伴う増額補正でございます。

次に、9款1項1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分1,439万4千円、また同じく2節の保険者支援分423万6千円を増額補正するものでございます。これは、保険基盤安定負担金の国費、県費交付額決定に伴う増額補正でございます。同じく3節職員給与費等繰入金113万円の増額補正は、平成27年度税制改正に伴うシステム改修に伴う一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

また、9款2項1目財政調整基金繰入金は1,863万円を減額補正するものでございます。これは、26年度当初予算におきまして、国民健康保険財政調整基金を財源として充当しておりましたが、先ほどご説明させていただきました歳入におきまして、それぞれ国費、県費ともに交付額の確定により増額となりましたことから、財源調整として減額するものでございます。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくっていただき、説明書の37、38ページをお開き願います。

1款2項1目13節委託料113万円を増額補正するものでございます。これは、先ほど歳入でもご説明いたしました平成27年度税制改正に伴う国保賦課及び資格管理システム改修費の委託料でございます。

2款1項1目19節一般被保険者療養給付費6,180万2千円の増額、同じく2項1目19節一般被保険者高額療養費1,670万7千円の増額につきましては、一般療養給付費及び一般高額療養費の支払い累計額の増加に伴う増額補正でございます。

また、6款1項1目19節介護納付金277万8千円の増額は、平成26年度介護納付金支払い額の確定に伴う増額補正でございます。

次の8款2項1目13節適正化業務委託料540万円の増額は、医療費適正化事業の一環として実施しますデータヘルス計画策定業務の株式会社両備システムズへの委託料の増額でございます。この事業は、全額国庫補助の事業となっております。

次の11款1項3目23節療養給付費等交付金返還金2,353万6千円の増額は、平成25年度に概算交付を受けておりました療養給付費等負担金につきまして、次年度における精算により国費返還金が確定したことに伴います増額補正でございます。

同じく3項1目28節直営診療施設勘定繰出金24万7千円の増額は、直営診療所で診療施設であります内海病院の保険事業分に対する繰出金を増額補正するものでございます。本事業の財源は、全額国庫補助となっております。以上、簡単ではございますが、議案第39号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 基金が1,800万円ほど返ってくるということは、それに伴う国保の基金がそれだけ残るといふふうに考えとったらいいんですか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 財政調整基金の繰入金でございますが、これは先ほどもちょっと説明させていただいたんですが、当初予算で基金を財源として充当しておりましたが、国費、県費の交付額が確定したということで減額したものでございます。その分残ることになります。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第6、議案第40号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 議案第40号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の10ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ430万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,780万5千円とするものでございます。

続きまして、その内容につきまして、補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の43、44ページをお開き願います。

まず、歳入の補正になります。

3款1項2目1節保険基盤安定繰入金を430万2千円増額するものでございます。これ

は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金について、県費分に係る平成26年度の交付額が確定したため、一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

次に、歳出の補正になります。

1枚めくっていただき、説明書の45、46ページをお願いします。

2款1項1目19節後期高齢者医療広域連合納付金を430万2千円増額するものでございます。これは、26年度の後期高齢者医療広域連合納付金の額が確定したため、増額するものでございます。以上、議案第40号の説明を終わります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次に、日程第7、議案第41号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 議案第41号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の12ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ226万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億1,572万7千円とするものでございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

51、52ページをお願いいたします。

初めに、歳入の補正でございます。

3 款国庫支出金、2 項 4 目 1 節介護保険システム改修補助金83万 7 千円でございます。これは、平成27年 4 月の制度改正に対応するための介護保険システム改修に対する補助金でございます。補助率は2分の 1 となっております。

5 款県支出金、2 項 3 目 1 節の介護職員初任者研修費助成金20万 9 千円でございます。これは、初任者研修助成事業に対する補助金でございます。補助率は4分の 3 となっております。

7 款繰入金、1 項 4 目 1 節事務費等繰入金121万 9 千円でございます。これは、介護保険システム改修など今回の補正事業実施に係る町負担分を繰り入れようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

次ページ、53、54ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、19節介護職員初任者研修費助成金28万円でございます。介護職員の確保のため、介護職員初任者研修の受講費用を助成するもので、当初は3名分を計上しておりましたが、希望者が多かったため、2名分を追加計上しているものでございます。

1 款 2 項 1 目賦課徴収費、13節電算システム改修委託料167万 4 千円でございます。これは、公費による低所得者の保険料軽減など平成27年 4 月の制度改正に対応するための介護保険システム改修委託料でございます。

次に、1 款 3 項 1 目介護認定審査会費、19節小豆地区広域行政事務組合負担金31万 1 千円でございます。これは、小豆地区広域行政事務組合の介護保険システム改修等に係る負担金でございます。

次に、2 款保険給付費でございます。これは、地域密着型のサービスの対象サービスの変更と島外にあります有料老人ホームの利用の増加に伴い、居宅サービス、施設サービス等それぞれのサービス費用の調整を行うもので、全体の増減はございません。以上、簡単ではございますが、議案第41号平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第8、議案第42号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（堀内宏美君） 議案第42号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の14ページをお願いいたします。

第2条では、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款施設事業費用、第1項施設運営事業費用を100万円追加し3億3,566万6千円とするものでございます。

第3条では、予算第5条で定めた職員給与費を100万円追加し2億1,509万円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書によりご説明させていただきます。

56ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、1款施設事業費用、1項施設運営事業費用、1目給与費を100万円増額補正するものでございます。これは、給与改定及び職員の異動に伴う給料、手当の増によるものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 発議第2号 庁舎問題特別委員会の設置について

○議長（森口久士君） 次、日程第9、発議第2号庁舎問題特別委員会の設置についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 追加上程議案の7ページ、8ページをお開きください。

発議第2号庁舎問題特別委員会の設置について提案理由の説明を申し上げます。

庁舎問題については、改選前の前期にて特別委員会を設置し審議を続けてきたところがあります。このたび、新病院建設による内海病院跡地利用を含め、この問題について継続して調査、検討することが必要であると思いますので、各常任委員会から4名ずつを選出し、定数8名で庁舎問題特別委員会を設置しようとするものであります。以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第2号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号庁舎問題特別委員会の設置については原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました庁舎問題特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思います。委員の選任については、各常任委員会からそれぞれ4名で、その中には副議長を含むということをお願いいたします。

ただいまから暫時休憩します。

各常任委員会の開催場所は総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、各常任委員会の委員長は、特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数

すが、事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時17分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、各常任委員会を開催し、庁舎問題特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、報告をいたします。

庁舎問題特別委員会でございますが、総務建設常任委員会からは谷康男議員、松下智議員、浜口勇議員、藤本傳夫議員、教育民生常任委員会からは安井信之議員、秋長正幸議員、大川新也議員、坂口直人議員と以上の8名が決定されましたことをご報告いたします。

○議長（森口久士君） お諮りします。

庁舎問題特別委員会委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったそれぞれ8名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、庁舎問題特別委員会委員はただいま事務局長から報告のあったそれぞれ8名を選任することに決定されました。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩します。

休憩中に、ただいま決まりました庁舎問題特別委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。特別委員会の委員長、副委員長は小豆島町議会委員会条例第8条の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に委員会を開催していただき、互選をお願いいたします。開催場所は委員会室でお願いいたします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、ご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に庁舎問題特別委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

庁舎問題特別委員会の委員長に大川新也議員、副委員長に谷康男議員、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第10及び日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成27年度第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員